

2足福介発第171号
令和2年4月8日
(公印省略)

介護サービス事業者様

足立区福祉部介護保険課長

小口 信一

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業の
通常運営のお願いについて(依頼)**

日頃より、区の高齢者福祉施策にご協力いただき、まことにありがとうございます。

4月7日に政府から発出された緊急事態宣言を踏まえ、介護サービス利用者やその家族の継続的な支援の重要性を鑑み、足立区として介護サービス事業の通常運営を改めてお願いするものです。

引き続き、適切な感染症対策を実施していただくとともに、通常通りの事業運営を重ねてお願いいたします。(裏面に、東京都が示した「適切な感染防止対策」を記載しておりますので、ご参照ください。)

今後の感染状況の推移によって、利用者及び家族の生活維持に必要なでないサービスにつきまして、使用制限の要請をさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

■メールアドレスの登録をお願いします■

足立区福祉部では、緊急時などの介護サービス事業所との連絡手段をFAXからEメールに切り替える予定です。つきましては、区公式ホームページの登録フォーム (https://www.city.adachi.tokyo.jp/kaigo/kaigojigyosha_toroku_form.html) から、メールアドレスの登録をお願いいたします。

登録フォームのQRコード



担当 足立区福祉部 介護保険課 介護保険係

電話:03-3880-5887(直通) / FAX:03-3880-5621

Eメール:kaigo@city.adachi.tokyo.jp

【参考】東京都が示した営業を継続する際の「適切な感染予防対策」について

目的	具体的な取組例
発熱者等の 施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2メートル間隔の確保)
	換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
飛沫感染、 接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における 感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自動車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

感染症予防対策の徹底については、次の資料もご参照ください。

- 令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(介護保険最新情報 Vol.808)